

Disclosure

平成15年版



平成16年7月提出

入や 萬成証券株式会社

〈 目 次 〉

【はじめに】	i~ii
<hr/>	
1. 会社の概況	
① 会社名等	1
② 会社の沿革	1
③ 会社の目的	4
④ 事業の内容	5
⑤ 営業所の状況	8
⑥ 財務の概要	9
⑦ 発行済株式総数	9
⑧ 主要株主名	9
⑨ 役員の状況	10
⑩ 従業員の状況	12
<hr/>	
2. 営業の状況	
① 営業方針	13
② 当社及び当業界を取り巻く環境	13
③ 営業の経過及び成果	13
④ 対処すべき課題	17
⑤ 受託業務管理規則	18
⑥ 外務員の登録状況	27
⑦ 委託者に関する事項	27
⑧ 苦情・紛争に関する事項	28
⑨ 訴訟に関する事項	29
<hr/>	
3. 経理の状況	
① 貸借対照表	30
② 損益計算書	31
③ 注記事項	32
④ 利益処分計算書	36
⑤ 監査に関する事項	37
⑥ 財務比率	37
<hr/>	
4. 業務関連項目	
① 月間売買高	39
② 月末建玉状況	42
<hr/>	
追加情報	
1 役員の状況	1
2 受託業務管理規則	4

【はじめに】

本書は、平成16年3月期（平成15年4月1日～平成16年3月31日）における当社の「会社の概況」「営業の状況」及び「経理の状況」について記載したものです。

【主な記載項目について】

1. 会社の概況

- 「会社の沿革」 ・当社の設立から作成日現在までの沿革を記載しています。
- 「会社の目的」 ・定款に記載された当社の目的を記載しています。
- 「事業の内容」 ・当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
- 「財務の概要」 ・平成16年3月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- 「主要株主名」 ・所有株式数の多い株主10名の氏名、所有株式数等を記載しています。
- 「役員状況」 ・当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
- 「従業員状況」 ・当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

- 「営業方針」 ・当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- 「当社及び当業界を取巻く環境」 ・内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
- 「営業の経過及び成果」 ・当社の平成15年度における業績について記載しています。
- 「対処すべき課題」 ・当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
- 「受託業務管理規則」 ・当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

3. 経理の状況

「財務比率」

(a) 純資産余裕比率
$$\frac{\text{純資産額}^{(*)}}{\text{必要純資産額}} \times 100$$

＊ 「純資産額」とは、資産から商品取引責任準備金（商品取引所法に基づく引当金）を除いた負債を控除したものをいい、「必要純資産額」とは、商品市場ごとに定められた商品取引員として必要とされる純資産のことを言います。

商品取引所法の規定により商品取引員が有していなければならない必要純資産額に対する純資産の余裕度をみるもので、比率が高いほど法定基準に対する余裕があると言えます。

(b) 自己資本資本金比率
$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本比率
$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$$

総資本に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 修正自己資本比率
$$\frac{\text{自己資本}}{(\text{総資産額} - \text{委託者に係る取引所預託金額} - \text{分離保管預託額})} \times 100$$

委託者から預託を受けた委託証拠金代用有価証券のうち、委託者の取引に係る取引所への預託金額及び委託者債権の分離保管制度に基づいて金融機関へ預託されている額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(e) 当座性資金等比率
$$\frac{\text{当座性資金等}^{(*)}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

*「当座性資金等」とは、流動資産のうち、現金、預金、金銭の信託、受取手形、有担保委託者未収金、売掛金、有価証券、商品、保管有価証券、差入保証金、有担保委託者損差金及び未収先物取引差金を言います。

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある当座性資金等を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

流動比率との違いは、流動資産のうち、より現金化する可能性の高い「当座性資金等」を指標としているところです。

(f) 委託者未収金比率
$$\frac{\text{委託者未収金(長期未収債権に属するものを含む)}}{\text{純資産額}} \times 100$$

正味の資産である純資産に対する委託者未収金の割合をみるもので、比率が低いほど経営が安定していると言えます。

(g) 借入金等比率
$$\frac{(\text{借入金} + \text{借入有価証券} + \text{社債})}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産に占める借入金等の割合をみるもので、比率が低いほど経営が安定していると言えます。

(h) 経常収支率
$$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

経常的に発生する収益と費用を対比したもので、比率が高いほど経常的な収益力が高いと言えます。

(i) 負債比率
$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額}} \times 100$$

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(j) 流動比率
$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(k) 委託手数料収益比率
$$\frac{(\text{商品先物取引に係る}) \text{委託手数料}}{\text{経常収益}} \times 100$$

経常収益に占める委託手数料収入の割合をみるもので、比率が高いほど収益が委託手数料収入に依存している割合が高いと言えます。

(l) 自己売買収益比率
$$\frac{\text{自己売買収益}}{\text{経常収益}} \times 100$$

経常収益に占める自己売買収益の割合をみるもので、比率が高いほど収益が自己売買収益に依存している割合が高いと言えます。

1. 会社の概況

① 会社名等

商品取引員名	入や萬成証券株式会社
代表者名	代表取締役社長 藤井 史郎
所在地	東京都中央区新川一丁目21番2号 茅場町タワー
電話番号	03-5541-7887 (代)

(平成16年6月25日付にて社長交代、追加情報参照下さい。)

② 会社の沿革

当社は、明治41年に藤井新七商店として創業、京都証券取引所仲買人の免許を受け証券と米穀の仲買業務を始めました。昭和24年に金新証券株式会社を設立し、同年萬成証券株式会社と商号を改めました。

平成11年に萬成プライムキャピタル証券株式会社と商号を変更し、同年、東京工業品取引所・大阪商品取引所・中部商品取引所、平成12年に関西商品取引所、平成13年には横浜商品取引所の各商品取引所商品取引員(受託会員)として許可を受けました。

平成14年4月には、キングコモディティ証券株式会社と合併し、新たに東京穀物商品取引所と福岡商品取引所における商品取引員としての地位を承継しました。

平成15年5月には商品投資販売業の許可を受け、同年7月商号を「入や萬成証券株式会社」と変更致しました。

また、同年8月より“よろず”ファンドシリーズとして商品ファンドの販売を始めました。

年 月	概 要
明治41年 7月	・有価証券及び米穀の委託売買を目的として、京都証券取引所から仲買人の免許を受け、藤井新七が藤井新七商店を創業
昭和18年12月	・戦時企業整備令により廃業
昭和24年 3月	・有価証券の委託売買を目的として、金新証券株式会社を京都に設立
4月	・資本金100万円
5月	・商号を萬成証券株式会社に変更
6月	・京都証券取引所の正会員として加入
	・資本金を150万円に増資
	・資本金を200万円に増資
昭和27年 3月	・資本金を500万円に増資
昭和31年10月	・資本金を1,000万円に増資
昭和36年 9月	・資本金を3,000万円に増資
昭和43年 4月	・証券業の免許制実施に伴い、大蔵大臣より証券業免許取得
昭和48年12月	・大蔵大臣より外国証券取扱いの認可

年 月	概 要
昭和51年 5月	・大蔵大臣より債券現先売買の認可
昭和56年10月	・資本金を4,000万円に増資
昭和57年10月	・資本金を6,000万円に増資
昭和59年10月	・資本金を1億200万円に増資
昭和60年10月	・大蔵大臣より国債先物取引の認可
昭和62年10月	・資本金を2億100万円に増資
昭和63年11月	・大久保営業所を開設
平成 元年 4月	・資本金を3億5,100万円に増資
平成 3年 3月	・大蔵大臣より引受業務の認可
平成 4年 5月	・大蔵大臣よりMMFの累積投資業務の代理業務の認可
平成 5年11月	・大蔵大臣よりMMFと中期国債ファンドのキャッシングの兼業業務の認可
平成 8年 4月	・資本金を5億100万円に増資
平成10年10月	・資本金を9億7,825万円に増資
平成11年 2月	・商号を萬成プライムキャピタル証券株式会社に変更
4月	・東京支店を新宿区に開設
6月	・通商産業大臣より東京工業品取引所：石油市場・貴金属市場、 大阪商品取引所：綿糸市場・ゴム市場・天然ゴム指数市場の商品取引員の許可
7月	・大阪支店を開設
11月	・農林水産大臣より中部商品取引所：畜産物市場の商品取引員の許可
12月	・通商産業大臣より中部商品取引所：石油市場の商品取引員の許可
平成12年 1月	・金沢支店、高松支店を開設
2月	・静岡支店を開設
5月	・東京支店を新宿支店に名称変更し、新たに中央区に東京支店を開設 ・盛岡支店を開設 ・宇都宮支店を開設 ・熊本人吉支店を開設
6月	・通商産業大臣より大阪商品取引所：アルミニウム市場の商品取引員の許可
7月	・本店を東京へ移転（東京支店を本店とする）、京都本店を京都支店に名称変更
12月	・農林水産大臣より関西商品取引所：農産物市場・農産物飼料指数市場の商品取引員の許可 ・通商産業大臣より東京工業品取引所：ゴム市場・アルミニウム市場の商品取引員の許可

年 月	概 要
平成13年 4月	・米子支店を開設
5月	・農林水産大臣より横浜商品取引所：農産物市場の商品取引員の許可
6月	・農林水産大臣より横浜商品取引所：繭糸市場の商品取引員の許可
8月	・横浜支店を開設
平成14年 3月	・大分支店を開設
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・キングコモディティ証券株式会社と合併 同社から、東京穀物商品取引所：農産物市場、関西商品取引所：砂糖市場及び福岡商品取引所：農産物市場の商品取引員たる地位を継承 ・京都支店を京都二条支店に名称変更 ・大久保営業所を宇治営業所に名称変更 ・キングコモディティ証券株式会社の大阪本社を当社の大阪支店に統合し、以下の支店及び営業所を当社の支店及び営業所として新たに開設 <ul style="list-style-type: none"> ・札幌支店 ・仙台支店 ・日本橋茅場町支店 ・松本支店 ・新潟支店 ・名古屋支店 ・京都四条支店 ・広島支店 ・福岡支店 ・北大路営業所
8月	・経済産業大臣より大阪商品取引所：ニッケル市場、農林水産大臣より関西商品取引所：水産物市場の商品取引員の許可
9月	・大阪証券取引所正取引資格取得
11月	・関東財務局長より金融先物取引業の許可
12月	・両替（通貨の売買）業務開始
平成15年 5月	・金融庁長官、農林水産大臣、経済産業大臣より、商品投資販売業の許可
7月	・商号を入や萬成証券株式会社に変更
8月	・商品ファンド“よろず”ファンドシリーズの販売開始
平成16年 2月	・京都二条支店に3店舗（京都四条支店、北大路営業所、宇治営業所）を統合、京都支店に名称変更

③ 会社の目的

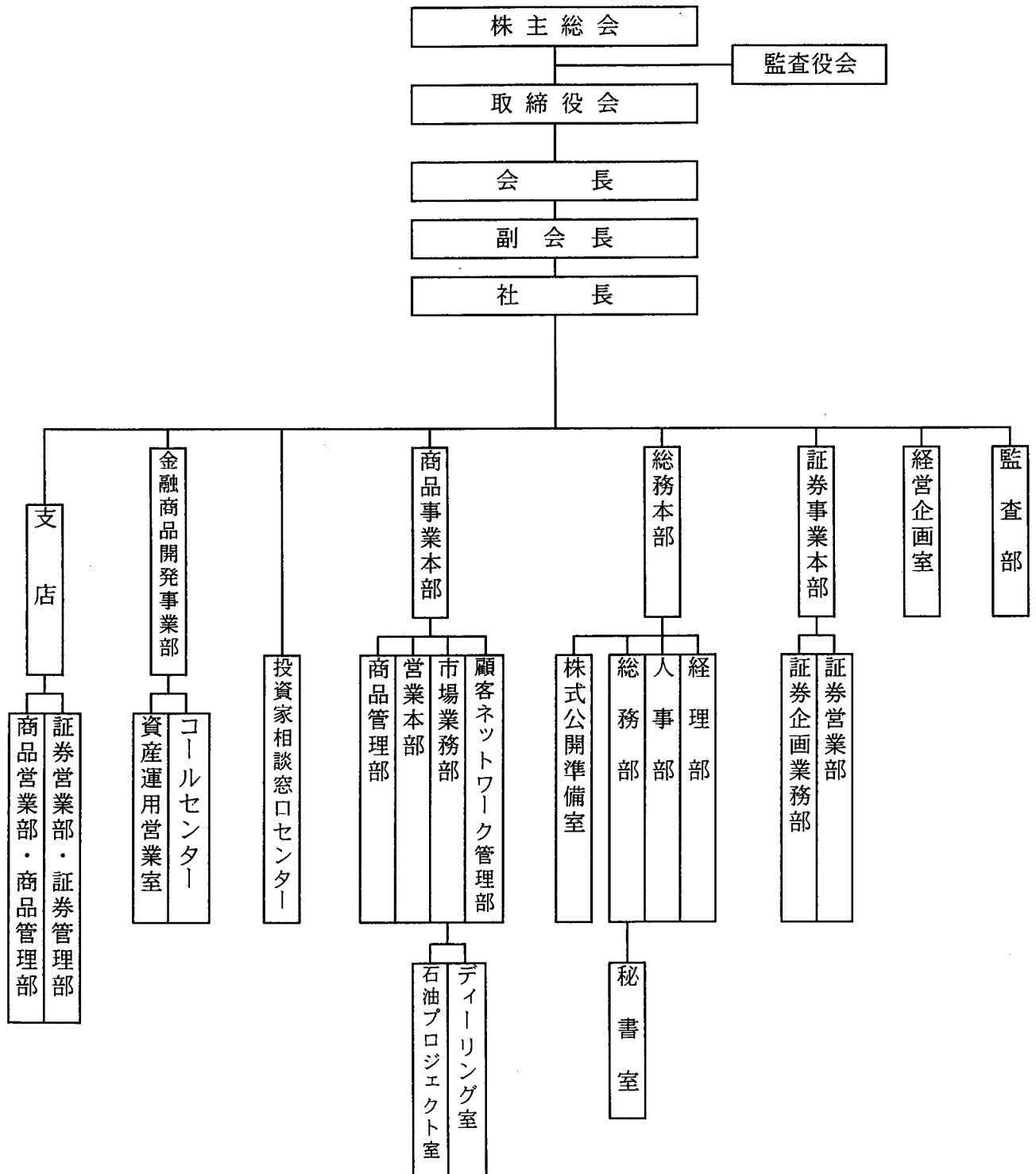
当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引
2. 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引の媒介、取次ぎ又は代理
3. 有価証券の市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理ならびに外国有価証券市場における有価証券の売買取引又は外国市場証券先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
4. 有価証券の引受け及び売出
5. 有価証券の募集又は売出の取扱
6. 有価証券の私募の取扱
7. 累積投資業務に係る代理業務
8. その他証券業に関連する代理業務
9. 商品取引所法の適用を受ける上場商品（商品指数、オプションを含む）の売買、取次、代理及び受託業務
10. 前号に規定する商品の原材料、製品及び加工品の売買、売買の媒介、取次、代理及び輸出入業務
11. 商品投資に係る事業の規制に関する法律に規定する商品投資販売業
12. 海外の商品取引所における上場商品（商品指数、オプションを含む）の売買、取次、代理及び受託業務
13. 金融先物取引法の適用を受ける金融先物取引の売買、取次、代理及び受託業務
14. 通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
15. 譲渡性預金の販売の媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
16. 金銭債権の売買、及びその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
17. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
18. 前各号に附帯する業務

注) 上記のうち、_____線部分の事業は現在行っておりません。

④ 事業の内容

(1) 経営組織図は次のとおりです。



(2) 業務の内容

当社は、証券取引法に基づく各種有価証券の売買並びに先物取引（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引等）の業務と商品取引所法に基づき設置する商品市場に上場されている各種商品の売買並びに先物取引（商品先物取引、現金決済取引及びオプション取引。以下「商品市場における取引」という。）について、顧客の委託を受けて執行する業務（以下「受託業務」という。）及び自己の計算に基づき売買執行する業務（以下「自己売買業務」という。）を主たる業務としております。

(a) 主たる業務

イ. 証券市場における取引の売買、媒介、取次ぎ又は代理

昭和43年、証券業務免許実施に伴い証券業の免許（3業務）を取得しました。
平成元年、公社債元利金の代理支払いの兼業業務の承認を得ました。
平成3年、引受免許を取得しました。

ロ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第126条第1項に基づき、下記の商品市場における取引の受託業務を行うことのできる商品取引員として、農林水産大臣及び経済産業大臣より「第1種商品取引受託業」の許可を受けております。

許可番号：農林水産省指令「13総合第3486号」

：経済産業省指令「平成13・11・20商第25号」

市場名 取引所	農産物	砂糖	繭糸	貴金属	ゴム	綿糸	畜産物	水産物	石油	アルミニウム	ニッケル	天然ゴム指数	農産物飼料指数	上場商品名
東京穀物商品取引所	○													NonGMO大豆、IOM大豆、小豆、トウモロコシ、大豆ミル、アヒル、カヒ、ロブ、スカヒ、
東京工業品取引所				○										金、銀、白金、パラジウム
					○									ゴム (RSS-3)
									○					アルミニウム
横浜商品取引所			○											ガソリン、灯油、原油、軽油
	○													日本生糸、国際生糸、乾繭 馬鈴しょ
中部商品取引所							○							鶏卵
									○					ガソリン、灯油
関西商品取引所	○													NonGMO大豆、IOM大豆、小豆
		○												精糖、粗糖
												○		国際穀物等指数、コーヒー指数
大阪商品取引所								○						冷凍エビ
					○									ゴム (RSS-3, TSR20)
						○				○				アルミニウム
												○		綿糸 40 番手、綿糸 20 番手
福岡商品取引所														天然ゴム指数
	○										○			ニッケル
福岡商品取引所	○													NonGMO大豆、IOM大豆、小豆、トウモロコシ、プロイラー

注) ○：受託業務

ハ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。
自己売買業務は、上記「ロ」に掲げた商品市場において行っております。

ニ. 商品市場における石油の現物取扱

商品市場における石油取扱い並びに決済された石油の現物受渡業務を行っております。

ホ. 商品投資販売業務

商品投資に係る事業の規制に関する法律第3条の規定に基づき、商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令第7条第2項各号に掲げる法人として商品投資販売業を営む許可を金融庁、農林水産省、経済産業省より受けております。

許可番号：金農経（1）第120号

ヘ. 証券取引法に基づく両替業務

証券取引法第34条2項6号に基づく業務を行っております。

(b) 従たる業務

該当事項はありません。

⑤ 営業所の状況

平成16年3月31日現在

店舗の名称	所在地	電話番号
本店	東京都中央区新川一丁目21番2号 茅場町ター-	03-5541-7887
札幌	札幌市中央区北五条西六丁目2番地2 札幌センタービル	011-208-5021
盛岡	岩手県盛岡市盛岡駅前通り15番20号 ニッセイ盛岡駅前ビル	019-604-6811
仙台	仙台市青葉区一番町一丁目1番31号 山口ビル	022-711-5661
宇都宮	栃木県宇都宮市東宿郷一丁目9番15号 フォーレビル	028-610-8651
日本橋茅場町	東京都中央区新川一丁目24番8号 東熱新川ビル	03-5540-6751
新宿	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル	03-3346-1441
横浜	横浜市中区本町三丁目30番地7 横浜平和ビル	045-650-7611
松本	長野県松本市中央一丁目4番20号 日本生命松本駅前ビル	0263-38-7651
新潟	新潟市東大通一丁目3番8号 明治安田生命新潟駅前ビル	025-255-5071
金沢	石川県金沢市尾山町3番26号 共同利ビアビル	076-260-7775
静岡	静岡市追手町1番6号 日本生命静岡ビル	054-653-0211
名古屋	名古屋市中村区名駅三丁目22番4号 みどり名古屋ビル	052-564-0051
京都	京都市中京区烏丸通御池上ル二条殿町538番地	075-253-3885
大阪	大阪市中央区久太郎町二丁目2番8号 八木ビル	06-4705-6701
米子	鳥取県米子市角盤町二丁目55番地 明治安田生命米子角盤町ビル	0859-38-3151
広島	広島市中区袋町3番17号 シンヨービル	082-247-7981
高松	香川県高松市松島町一丁目13番14号 高松九十九ビル	087-832-0881
福岡	福岡市博多区博多駅前一丁目2番5号 紙与博多ビル	092-436-5511
熊本人吉	熊本県人吉市土手町27番地1	0966-28-3021
大分	大分市金池町一丁目1番1号 大交センタービル	097-513-3381

- (注) 1. 平成16年1月1日、新潟支店及び米子支店は、明治生命保険相互会社と安田生命保険相互会社の合併に伴い入居先ビル名が変更となりました。
2. 平成16年2月13日、京都二条支店は、京都四条支店、北大路営業所及び宇治営業所と統合し、京都支店に名称変更いたしました。

⑥ 財務の概要 (平成16年3月決算期)

(単位：千円)

	商品事業部	証券事業部	合計
(a) 資本金	-----	-----	1,558,250
(b) 純資産額 ※1	-----	-----	15,587,032
(c) 必要純資産額 ※2	-----	-----	1,873,000
(d) 総資産額	-----	-----	45,928,818
(e) 営業収益	19,602,749	948,043	20,550,792
(うち受取手数料)	(19,874,024)	(899,797)	(20,773,822)
(f) 経常利益			5,380,087
(g) 当期純利益	-----	-----	2,771,815

※1 純資産額の算定方式は、資産から商品取引準備金（商品取引所法に基づく引当金）を除いた負債を控除したものです。

※2 商品取引所法第135条第1項の規定により、当社が商品取引員として有していなければならぬ純資産額です。

※ 千円未満を切り捨てて表示しております。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 24,926,500株 (平成16年3月31日現在)

(注) 当社の株式は、非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑧ 主要株主名 (上位10名)

(平成16年3月31日現在)

氏名又は名称	所 有 株 式 数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
リア・フォールディング(株)	3,000,000株	12.04%
(株)クイアント・ケイ	2,400,000株	9.63%
(有)西村興産	1,900,000株	7.62%
ピー・シー・エフ(株)	1,118,932株	4.49%
ジャコ・ジー九(レ-)号 投資業有限責任組合	965,000株	3.87%
ジャコ・ジー九(エ-)号 投資業有限責任組合	845,000株	3.39%
金丸多賀	780,000株	3.13%
西村今朝男	530,000株	2.13%
金丸貴行	500,000株	2.01%
りそなキャピタル(株)	400,000株	1.60%
計	12,438,932株	49.90%

※発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

⑨ 役員 の 状 況 （平成16年3月31日現在、追加情報参照のこと）

役名及び職名	氏 名 (生年月日)	所 有 株式数
取締役会長 (最高経営責任者)	西村今朝男 昭和23年2月11日	千株 530
取締役副会長	三原博之 昭和18年8月6日	 320
取締役副会長	古川修己 昭和24年7月11日	 320
代表取締役社長	藤井史郎 昭和17年1月9日	 300
代表取締役専務	丸山喜代三 昭和24年4月1日	 320
専務取締役	林 泰宏 昭和36年6月16日	 250

役名及び職名	氏名 (生年月日)	所有 株式数
筆頭常務取締役	鈴木寛典 昭和25年4月9日	千株 130
常務取締役	甲斐真 昭和35年3月15日	130
常務取締役	宮田征一郎 昭和18年10月30日	50
常務取締役	野水裕資 昭和37年7月7日	180
取締役 (非常勤)	金丸貴行 昭和3年10月28日	500

役名及び職名	氏名 (生年月日)	株式数 所有
常勤監査役	小河 泰雄 昭和19年2月7日	千株 50
監査役 (非常勤)	佐藤 健吾 昭和10年12月12日	100
監査役 (非常勤)	貞國 鎮 昭和16年4月9日	—

- (注) 1. 取締役相談役岡田光雄氏は、平成16年3月24日死亡により退任いたしました。
2. 監査役佐藤健吾、貞國鎮の両氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

⑩ 従業員の状況

(平成16年3月31日現在)

	総計	男女別		営業・非営業	
		男性	女性	営業	非営業
従業員数	798人	618人	180人	477人	321人
平均年齢	35歳9ヶ月	38歳1ヶ月	27歳7ヶ月	37歳0ヶ月	33歳6ヶ月
平均勤続年数	3年6ヶ月	3年8ヶ月	2年7ヶ月	4年5ヶ月	3年8ヶ月
登録外務員数	526人	511人	15人	—	—

- (注) 1. 平均年齢及び平均勤続年数は、月末満を切り捨てて表示しております。
2. 登録外務員数は、商品市場への登録数を記載しております。

2. 営業の状況

① 営業方針

金融革命の進展によって、グローバル市場が拓かれ、経済環境はめまぐるしく変化しております。当社は、このような状況の中で、日本一の顧客対応マナーを目指しつつ、資産運用のパートナーとして、価値ある情報をよりスピーディーかつ的確に、投資家であるお客様にお伝えし、グローバルな市場から多様な金融商品を取り入れ、お客様の定着、拡大を図り、顧客満足度の向上を図るため、日々努力を重ねて参る所存です。

また、法令遵守の徹底と内部管理体制の充実を経営の基盤に置き、業界の健全な発展、ひいては社会の発展に貢献して参る所存です。

② 当社及び当業界を取り巻く環境

当期のわが国経済は、長引くデフレと超低金利水準、公共投資の抑制傾向、金融機関を中心とした不良債権処理の遅延を背景に、前期に引き続き、低迷する中でスタートをいたしました。

上期は人員リストラの継続により完全失業率が5%台で推移し、個人消費の回復も見られず、内需は冷え込んだ状況が続きました。外需では為替が概ね円高傾向で推移したものの、中国経済が好調を継続していたこともあり、輸出関連分野は一定の水準を維持することができました。

下期に入り、金融再生プログラムに基づく政府の金融安定化政策が一定の評価と信頼を得るに至り、引き続き米国、中国の好景気に支えられ、大企業を中心に業況の好転傾向が顕著となりました。特に、第4四半期は企業の設備投資や内需の回復により、リストラにも概ね歯止めがかかり、完全失業率も5%台を割り込みました。この雇用環境の改善が消費回復につながり、実質経済成長率も前期比5.6%に達しました。

③ 営業の経過及び成果

当社は上記に記載した環境の中、積極的に新商品開発を行い、元本確保型の新型商品ファンド「よろずファンドシリーズⅠ、Ⅱ」をいずれも募集総額25億円にて販売するなど、営業の拡大と充実に努めて参りました。

この結果、商品事業においてディーリング損失が発生したものの、商品事業、証券事業とも手数料収入は堅調に推移し、前期比4.9%増の20,773,822千円を計上し、営業収益は前期比0.8%増の20,550,792千円となりました。

しかしながら、商号変更に伴うTV広告宣伝費等、営業費用が増加した結果、経常利益は前期比15.1%減の5,380,087千円となり、当期純利益は前期比7.7%減の2,771,815千円となりました。

[証券事業]

当期の株式市場は、日経平均株価が一時 1989 年以來の最安値を記録したものの、期末には 1 万 2 千円に迫るなど、景気回復基調が続きました。

株価上昇は、米国経済を中心とした輸出の好調を反映したものでしたが、期半ばより対ドル相場での円高基調に一時輸出の伸び悩みも見られました。

しかしながら期後半に掛け、国内企業のリストラ策による収益改善と、以前から続く外国人投資家による買い越しが株価回復の下支えとなりました。

このような環境の中、バブル期以來の出来高を記録する株式市場の活況を反映して委託手数料を中心に大幅に増収となり、営業収益は前期比 47.0% 増の 948,043 千円を計上いたしました。

営業収益の内訳は以下のとおりです。

		第 5 5 期	第 5 6 期	前期比
		千円	千円	%
	株 式	372,010	656,301	176.4
	債 券	13,657	3,824	28.0
	そ の 他	341	2,205	645.8
委 託 手 数 料 計		386,008	662,331	171.6
引 受 手 数 料		41	—	—
	株 式	1,339	1,043	77.9
	債 券	169,204	191,670	113.3
	そ の 他	8,948	4,102	45.8
募集・売出しの取扱手数料等		179,492	196,816	109.7
商品ファンド販売手数料		—	28,760	—
その他の受入手数料		13,000	11,889	91.5
受 入 手 数 料 計		578,543	899,797	155.5
売 買 損 益		30	15	52.8
金 融 収 益		66,431	48,229	72.6
営 業 収 益 計		645,004	948,043	147.0

[商 品 事 業]

当期の商品先物市場は、イラクを中心とする世界情勢の不安定化や中国の積極的な経済活動と内需の拡大から、貴金属市場、石油市場、穀物市場等国際商品の値動きが活発化し、総出来高も1億5,507万枚と6期連続で最高記録を更新しております。

このような環境の中、受取手数料につきましては、下記のとおり、アルミニウム市場での取引大幅減少にもかかわらず、ゴム市場での取引が活況であったことにより、前期比3.3%増の19,602,649千円を計上することができました。しかしながら、売買損益で損失計上となり、当事業全体の営業収益は前期比0.6%減の19,602,749千円にとどまりました。

営業収益の内訳及び取引高の内訳は次のとおりです。

(a) 営業収益の内訳

		第55期	第56期	前期比
		千円	千円	%
	農産物市場	69,924	755,808	—
	砂糖市場	318	441	138.5
	繭糸市場	208,620	48,192	23.1
	貴金属市場	1,397,730	1,092,375	78.2
	アルミニウム市場	2,798,229	1,936,416	69.2
	ニッケル市場	21,342	130,479	611.4
	ゴム市場	5,772,437	7,795,352	135.0
	石油市場	8,200,151	7,831,156	95.5
	水産物市場	—	27	—
	現物先物取引計	18,468,754	19,590,248	106.1
	石油市場	0	55,145	—
	畜産物市場	—	104	—
	現金決済先物取引計	0	55,249	—
	農産物・飼料指数市場	181,958	37,372	20.5
	天然ゴム指数市場	579,769	167,619	28.9
	指数先物取引計	761,727	204,991	26.9
	外貨取扱手数料	1,690	23,535	—
	受取手数料計	19,232,172	19,874,024	103.3
	農産物市場	20,426	75,619	370.2
	砂糖市場	△465	△1,642	—
	繭糸市場	26,011	10,652	41.0
	貴金属市場	△49,188	△222,806	—
	アルミニウム市場	△146,502	△162,527	—
	ニッケル市場	△39,075	△48,508	—
	ゴム市場	33,727	△1,082,511	—
	石油市場	1,221,879	1,244,859	101.9
	水産物市場	—	—	—
	現物先物取引計	1,066,813	△186,863	—
	石油市場	—	13,054	—
	畜産物市場	—	△140	—
	現金決済先物取引計	0	12,914	—
	農産物・飼料指数市場	△231,966	△5,376	—
	天然ゴム指数市場	△307,099	△48,738	—
	指数先物取引計	△539,065	△54,114	—
	商品売買損益	△35,330	△43,201	—
	その他	—	△10	—
	売買損益計	492,416	△271,275	—
	営業収益計	19,724,588	19,602,749	99.4

(注) 当期より現金決済先物取引を別掲いたしました。(前期の金額は現物先物取引中の石油市場欄に△68,731千円含まれております。)

(b) 売買高

(単位：枚)

商品市場名	期	第56期 〔自平成15年4月1日〕 〔至平成16年3月31日〕		
		委託	自己	合計
農産物市場		385,502	480,779	866,281
砂糖市場		118	116	234
繭糸市場		12,982	69,583	82,565
貴金属市場		271,616	221,782	493,398
アルミニウム市場		613,917	304,182	918,099
ニッケル市場		52,531	33,763	86,294
ゴム市場		2,331,217	882,439	3,213,656
綿糸市場		0	700	700
石油市場		2,533,299	2,062,796	4,596,095
水産物市場		54	0	54
現物先物取引計		6,201,236	4,056,140	10,257,376
農産物・飼料指数市場		19,366	58,440	77,806
天然ゴム指数市場		58,650	49,882	108,532
指数先物取引計		78,016	108,322	186,338
畜産物市場		190	10	200
石油市場		23,806	20,832	44,638
現金先物取引計		23,996	20,842	44,838
合計		6,303,248	4,185,304	10,488,552

④ 対処すべき課題

近年、商品先物取引業界及び証券業界においても、委託者保護、市場の公平性と透明性の確保、業務運営の健全性の確保を目的とした制度の抜本的改正が行われて参りました。

特に、商品先物取引業界では、国際水準の市場構築が急務となっております。平成16年5月12日に公布されました「改正商品取引所法」においても、委託者保護、市場の信頼性・利便性の向上等が強く謳われております。

当社は、この同法改正に速やかに対応し、顧客満足度の更なる向上及び委託者の定着と拡大を実現し、商品先物市場の拡大発展と商品先物取引業界の構造改革に対して積極的に貢献して参ります。

また、平成17年1月からは委託手数料が完全自由化され、商品先物取引業界への異業種参入の増加も予想され競争激化が確実視されます。当社は、これを市場規模の拡大と利便性向上に繋がるものと判断し、業容拡大の好機としたいと考えております。

当期におきましては、株式市場が活況を呈したことから証券事業の増収が実現いたしました。商品事業に傾斜した収益構造の是正にいたりませんでした。来期は更なる業績進展を目指し、商品ファンドに加え、新商品の開発を行い、収益構造の多様化と安定した収益体質を維持して参ります。

そして「コンプライアンス」を徹底し、社内管理体制及びコーポレートガバナンスの整備拡充に努めて、経営基盤の更なる強化を図っていく所存です。

受託業務管理規則

(目的)

第1条 この規則は商品取引所法・商品取引所法施行令・商品取引所法施行規則（以下「法令」という）及び受託契約準則・取引所諸規則並びに日本商品先物取引協会（以下「日商協」という）「受託等業務に関する規則」を遵守するとともに、委託者に対して誠実かつ公正にその業務を遂行し委託者の保護育成並びに委託者の自己責任原則の徹底を図り、受託業務の適正な運営及びその管理について必要な事項を定める。

本規則の制・改定は取締役会にて決定する。

(商品先物取引不適格者の参入防止)

第2条 当社は、次の各号の一に該当するものに対しては、商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わないこととする。ただし、第2号及び第6号に該当する者については、本人からの取引を行いたい旨の理由を明記した申出書（本人自筆のこと）の提出があり、第12条第2項に定める総括責任者が、妥当であると認めた場合に限り受託を行うものとする。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び精神障害者
- (2) 恩給、年金、退職金、保険金等により主として生計を維持し、余剰資金のない者
- (3) 母子家庭該当者及び生活保護法被適用者
- (4) 長期入院患者等随時連絡が取れない者
- (5) 長期自宅療養者等医療費が収入の一定額を占めている者
- (6) 一定の所得を有しない者
- (7) 農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫等及び公共団体等の公金出納取扱者

2 前項各号に該当しない者であっても、総括責任者及び統括責任者、管理担当班責任者が、商品先物取引を行う適格性に欠けると認定した者に対しては、委託の勧誘並びに受託を行わないこととする。

3 第1項各号に該当しない委託者であっても、取引期間中において、総括責任者及び統括責任者、管理担当班責任者が新たに不適格者と認定した場合は、当該委託者に対し、速やかに取引の仕切りを求めることとする。

(顧客カードの作成・整備)

第3条 当社は、適切な委託者管理を行うため、本店及び従たる支店ごとに商品先物取引を行うとする顧客について、次に掲げる事項を記載した顧客カード（従たる支店においてはその写し）を作成し備え付けるものとする。

- (1) 氏名、性別、年齢、家庭構成、住所及び連絡先
- (2) 職業、会社名、役職名及び勤務先住所
- (3) 資産及び推定年収の状況
- (4) 商品先物取引及び証券取引等の経験の有無
- (5) 商品先物取引を行おうとする動機
- (6) その他必要と認める事項

- 2 顧客カードは、担当外務員等が所要の事項を記載し、契約前に予め管理担当班の責任者に報告し、審査を受けるものとする。

(勧誘の際の説明義務)

第4条 商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、受託契約準則、「商品先物取引—委託のガイド」等の関係書面を交付し、商品先物取引のしくみ、上場商品に対する知識及び情報収集の方法等の基本的知識について詳細に説明するとともに、取引の投機的本質について危険開示を行い、顧客の判断と責任において取引を行うことについて顧客に十分な自覚を促し、理解した旨の「口座設定申込書」の提出を得たうえで参加を求めることとする。尚、「口座設定申込書」の提出がない場合は委託の勧誘並びに受託を行わないものとする。

(受託業務における禁止行為)

第5条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたっては、法令諸規則及び受託契約準則・日商協「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

(委託者の保護育成措置)

第6条 当社は、商品先物市場に参入するにふさわしい健全な委託者層の拡大を図るため、「商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受託に係る取扱い要領」に定めた委託者については3ヶ月の習熟期間を設け、次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。

- (1) 委託者に対しアンケート調査を行い、商品先物取引についての理解と認識の再確認を行い、必要に応じて連絡または訪問等により知識の啓蒙を求めること。
- (2) 取引にあたっては、余裕資金を保持した取引を励行させるとともに、当該委託者の知識、経験、理解力並びに財産の状況に照らして明らかに不相応と判断される取引についてはこれを抑制する等の措置を講ずること。
- (3) 商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受託にあたっては、委託者保護とその育成を図るため、当該委託者の知識、理解力並びに財産の状況を考慮の上、相応の資金の範囲においてこれを行うものとする。この場合において、商品先物取引の経験のない委託者からの取引数量に係わる制限を設け、当該委託者から制限を超える取引の要請があった場合の審査等につき、別に定めるものとする。

(取引指示時における取引意思の確認)

第7条 当社は委託者の取引注文時における取引意思の確認と、その意思を執行した旨、明確に記録するものとする。

(取引内容精査及び不正資金流入防止)

第8条 当社は委託者保護及び受託業務の適正な運営を確保するため、委託者の取引内容を常時握するとともに、これを精査し、適切な委託者管理を行い、必要に応じて委託者に対し連絡または訪問等により取引状況、資金力等の確認を行い、必要と認められた場合は取引に係わる確認書等の提出を求めるものとする。提出なくその旨の理由が妥当でないと判断される時は、当該委託者に対し速やかに取引の縮小・制限及び決済を求め新たな受託及び預託は行わないものとする。

- 2 公金出納取扱者、金融機関において他人の金銭・有価証券等を取り扱っている者、企業の経理・財務担当者等自己の資産以外の金銭等を取り扱っている委託者からの預託金につ

いては不正資金流入防止措置を講じ別に定めるものとする。

(建玉及び取引の制限)

第9条 当社は、先物取引市場における取引の公正を確保するため、委託者の建玉について委託者に対し、取引所の市場管理規則に定める建玉制限制度の周知を行いその遵守について委託者の理解を求めることとする。

2 当社は、委託者に対し前項の他、当社受託業務管理規則第6条第2項、第3項及び第8条の規定により取引制限が行われる旨、委託者に理解を求めることとする。

(ディーリング室の設置)

第10条 当社は、委託者の注文に係わる取引と自己の計算による取引とを峻別するため、ディーリング室を設置し、委託者取引部門については市場業務部、自己取引部門についてはディーリング室が取り扱い、各々責任者を置くものとする。

(広告・宣伝に係わる管理措置)

第11条 当社が受託業務に係わる広告・宣伝を行うときは、日商協「受託等業務に関する規則」第6条を遵守するとともに、「広告に係わる社内管理責任者」を定めるものとする。

2 「広告に係わる社内管理責任者」は、部長職以上とし、取締役会にて決議する。

3 広告・宣伝の実施にあたっては、「広告に係わる社内管理責任者」が社内審査を行い、本規則第12条第3項(1)に定める総括責任者に報告するものとする。

(管理担当班の設置)

第12条 当社は、受託業務に係わる責任の所在の明確化を図るため、本店を主体として、本店及び従たる支店に管理担当班を設置し責任者を置くものとする。

2 受託業務に係わる総括管理及び次条に定める管理担当班の職務の総括調整を行うため、本店に総括責任者並びに統括責任者を置くものとする。

3 総括責任者及び統括責任者、管理担当班責任者は次の者とする。

(1) 総括責任者は取締役(執行役員以上の職責者を含む。)、統括責任者は管理部上席者とし、取締役会にて選任する。

(2) 管理担当班の責任者は、管理部所属社員とする。

(管理担当責任者及び管理担当班の職務)

第13条 管理担当班責任者、管理担当班の職務は次のとおりとする。

(1) 「顧客カード」及び「口座設定申込書」の精査による顧客の選別並びに受託の適否の決定

(2) 顧客管理のための「顧客カード」整備

(3) 商品先物取引の経験のない委託者からの受託に係わる取扱い要領に基づく審査

(4) 委託者の取引内容精査、連絡、訪問等による取引状況の確認。並びに不適切と判断される取引の制限及び措置

(5) 登録外務員等の委託者に対する連絡サービス状況の掌握及び営業部門に対する指導

(6) マネーローダリングの防止に係わる本人確認の周知徹底

(7) 不正資金流入防止措置

(8) 外務員に対する関係法令、諸規則及び総括責任者指示事項等の遵守に係わる指導及び遵守状況の監視並びに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置

- (9) 委託者からの取引等に係る疑義、相談等に対する適切な対応、及び早期の疑義の解明、
払拭措置
- (10) 過去に恣意的に紛争等を惹起した委託者の参入予防措置
- (11) 商品先物取引に必要な知識の啓蒙並びに委託者の理解度を向上させるために必要な措置
- (12) 管理措置の遂行、遵守状況の取締役会への報告
- (13) その他委託者管理に必要と認められる事項

(委託本証拠金の額等に係る措置)

第14条 委託本証拠金の額等は、全ての上場商品につき、取引所が定める委託本証拠金基準額と同額とする。

2 委託本証拠金の額等に係る社内責任者を管理部総括責任者と定め、その内容について社内徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を3年間保存する。

(違反者に対する懲戒)

第15条 第5条に掲げる受託業務における禁止行為を行った者に対しては、当社の定める懲罰規定によりこれを懲戒する。

(日本商品先物取引協会への届出)

第16条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。

(附 則)

本規則は、平成 11 年 3 月 1 日より実施する。

- 2 平成 12 年 3 月 5 日改正
- 3 平成 13 年 2 月 1 日改正
- 4 平成 13 年 12 月 1 日改正
- 5 平成 14 年 4 月 1 日改正
- 6 平成 14 年 10 月 1 日改正
- 7 平成 14 年 11 月 13 日改正し、平成 15 年 4 月 1 日より実施する。
(不正資金流入防止に係る取扱い要領)
- 8 平成 15 年 3 月 14 日改正し、同年 4 月 1 日より実施する。
(第 11 条 2、第 14 条)
- 9 平成 15 年 5 月 12 日改正し、同年 6 月 6 日より実施する。
(委託本証拠金の額等に係る措置)
- 10 平成 15 年 9 月 8 日改正し、同日より実施する。
(第 12 条 3 (1))
- 11 平成 16 年 3 月 5 日改正し、同年 3 月 15 日より実施する。
(第 3 条、第 12 条 1、2)

以上

商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受託に係る取扱い要領

当社は、受託業務管理規則第6条(3)に基づき、商品先物取引及び金融・証券の先物取引、信用取引等の経験のない委託者からの売買取引の受託にあたっては、委託者の保護とその育成を図るため、委託者の資質資力等を考慮のうえ、相応の取引数量の範囲において受託を行うよう、下記のことを定める。

1. 商品先物取引及び金融・証券の先物取引、信用取引等の経験のない新たな委託者からの受託取引数量に係る外務員の判断枠を委託証拠金500万円以下、または、口座設定申込書に委託者が自筆で記載した投資可能額のいずれか低い方とする。
2. 委託者から、前項1の500万円を超える取引数量の要請があった場合、または、委託者が自筆で記載した投資可能額を超える取引数量の要請があった場合、管理担当班の責任者がその適否について審査し、妥当と認められた場合、委託証拠金1000万円以下の範囲内、または、委託者が再度申告した投資可能額の範囲内の取引数量において受託できるものとする。
この場合、管理担当班の責任者は、速やかに統括責任者に調書を添えてこの旨を報告しなければならない。
3. 委託者から1000万円を超える取引数量の要請があった場合、管理担当班の責任者は、その受託の適否について調査し、当該委託者自筆による「資金的に問題ない」旨の申出書を調書に添え、統括責任者に報告し、審査を受けるものとする。
4. 委託者から、3000万円を超える取引数量の要請があった場合、管理担当班の責任者は、その受託の適否について調査し、当該委託者自筆による「資金的に問題ない」旨の申出書を調書に添え、統括責任者に報告し、審査を受けるものとする。
5. 統括責任者は、前項3、4の報告内容を精査し、その適否について審査するとともに、統括責任者に報告し必要と認められた場合、管理担当班の責任者に対し、所要の指示を行い、当該委託者の管理に万全を期するものとする。

以上

「商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受託に係る取扱い要領」の

審査基準

「商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受託に係る取扱い要領」第2項及び第5項に基づく審査にあたっては、下記の基準により、これを厳正に精査したうえ、その適否について決定し、妥当と認められた範囲内において受託するものとする。

ただし、統括責任者からの所要の指示があった場合は、その限りではない。

記

1. 取引数量制限超過に係る要請理由
2. 資産、収入状況
3. 資質及び取引に対する姿勢
4. 投資経験の有無及びその度合い
5. 取引状況
6. 先物取引（商品・株式・金融）に関する知識及び理解度
7. その他、委託者に係る属性

以 上

不正資金流入防止に係る取扱要領

当社は、公金出納取扱者、金融機関において他人に金銭・有価証券等を取扱っている者、企業の経理、財務担当者等、自己の資産以外の金銭等を取扱っている委託者からの預託金について、入金累計額が一定の基準を超えることとなった場合は、下記の措置を講ずるものとする。

記

1. 当該委託者の取引に係る預託額が一定の基準を超えたときは、不正資金の流入を防止するための調査を開始するものとし、その基準等を以下のとおり定める。
 - ① 委託者からの預託入金累計が3000万円（有価証券は充用価格）を超えたとき、当該委託者の資金について調査を開始する。
 - ② 調査に当たっては、前項の基準を超過した部分の資金的性格や出所を、当該委託者と直接面談して聴取することとする。
2. 不正資金の流入防止に係る調査業務を担う部署は、以下のとおり定める。
 - ① 原則として、管理部管理担当班責任者が行うこととする。
 - ② 調査に当たっては、営業部門からも事情聴取するものとし、営業部門は、その把握している当該委託者の情報を、全て管理部に報告する等、調査に協力しなければならない。
 - ③ 尚、直接面談が困難又は迅速化のために必要な時は、外部機関（興信所等）等を利用して調査することとする。
3. 管理部管理担当班責任者は、第1項①の当該委託者に対し資金内容の確認を行い、『自己資金であること、及びその資金の根拠』等を明記した本人自筆の書面の提出を求め、且つ、自己資金であることの客観的資料の提出又は提示を求めるものとする。
4. 管理部管理担当班責任者は、前記調査に係る関係書類等を取り纏め、速やかに統括責任者に報告したうえ、これを10年間保存する。
5. 当社は、委託者から不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明したときは、当該委託者に対し、速やかに決済するよう要請するとともに、その後の入金是不正資金の有無に係わらず受託しないものとする。

以 上

委託本証拠金預託の特例（第9条2項）に関する申出の認定基準

1. 新規委託者で、委託本証拠金預託の特例の申出書が差し入れられ、当社に於いて取引期間が3ヶ月を経過し、且つ委託者の資金力、理解度等商品先物取引についての十分な認識を有する者
2. 商品先物取引、金融先物取引、または証券取引における信用取引及び株価先物取引等の経験者で、商品先物取引についての十分な認識を有し、且つ取引を証明出来る書面等の差入れのあった者

上記の各項目の審査、及び認定の判断は統括責任者の決裁により行い、統括責任者は、すみやかに総括責任者に報告するものとする。

以上

⑥ 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
386名	262名	122名	526名

⑦ 委託者に関する事項

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
6,014名	3,513名	5,848名

⑧ 苦情・紛争に関する事項

商品事業部の管理部を充実させ、営業部門に対するチェック・指導を強化して苦情等の未然防止に努め、また申出があった場合には直ちに詳細な社内調査を実施して適切な処理を行っております。

(1) 平成15年度中の受付件数及び処理結果

苦情申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	0	0	0	0	0
取引に係るもの	0	0	0	0	0
取引終了時に係るもの	4	4	0	0	0
その他に係るもの	0	0	0	0	0
合計	4	4	0	0	0

- (注) 1. 「苦情」とは受託等業務に関し、委託者等が当社に対して異議、不平、不満等を表明したもの、又は日商協にその解決の中出のあったもの。
 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
 3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解等を認めて取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決ができなかったもの。

紛争申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	不調	
勧誘時に係るもの	0	0	0	0	0
取引に係るもの	0	0	0	0	0
取引終了時に係るもの	7	3	0	0	4
その他に係るもの	0	0	0	0	0
合計	7	3	0	0	4

- (注) 1. 「紛争」とは受託等業務に関し、委託者等の異議、不平、不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所に紛争仲介の中出をし、又は日商協に斡旋若しくは調停の中出をしたもの。
 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
 3. 「処理結果」の「解決」は取引所又は日商協の仲介により解決したもの、「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の中出を取下げたもの、「不調」は仲介で解決できなかったもの。

⑨ 訴訟に関する事項

(1) 平成15年度中の係争

前期末訴訟件数	今期訴訟件数	判決	和解	係争中
9件	4件	1件	4件	8件

(2) 平成15年度中の判決等

平成15年度中の係争のうち、判決の1件は過失相殺に基づく判決により終了しております。和解4件のうち、3件は裁判所和解が成立し、1件は話し合いの結果和解が成立し本訴訟取り下げに至りました。

3. 経理の状況

① 貸借対照表

(平成16年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
[流動資産]	[39,994,644]	[流動負債]	[29,100,328]
現金及び預金	15,799,069	委託者未払金	344,019
預託金	1,860,000	買掛金	135,238
委託者未収金	1,971,174	短期借入金	790,000
売掛金	245,078	一年以内返済予定長期借入金	200,000
商品有価証券	102,540	未払法人税等	1,027,096
前渡金	35,952	賞与引当金	300,000
前払費用	182,541	預り委託証拠金	22,123,793
保管有価証券	887,218	信用取引負債	1,016,829
短期差入保証金	10,011,595	受入保証金	352,702
商品取引責任準備預託金	1,214,331	未払金	300,372
信用取引資産	3,430,945	未払費用	597,634
委託者先物取引差金	3,322,368	預り金	1,911,274
繰延税金資産	215,593	その他	1,366
その他	743,726	[固定負債]	[1,230,606]
貸倒引当金	△ 27,491	長期借入金	800,000
[固定資産]	[5,934,173]	退職給付引当金	17,527
(有形固定資産)	(1,375,318)	役員退職慰労引当金	413,079
建物	864,841	[引当金]	[1,225,181]
車両	59,448	商品取引責任準備金	1,214,331
器具及び備品	188,477	(商品取引所法第136条の22)	
土地	262,550	証券取引責任準備金	10,850
(無形固定資産)	(257,645)	(証券取引法第51条)	
営業権	37,918	負債合計	31,556,116
電話加入権	8,207	資本の部	
ソフトウェア	210,069	[資本金]	[1,558,250]
その他	1,449	[資本剰余金]	[524,193]
(投資その他の資産)	(4,301,210)	資本準備金	453,625
投資有価証券	833,381	その他資本剰余金	70,568
子会社株式	500,000	自己株式処分差益	70,568
出資	362,678	[利益剰余金]	[12,151,064]
長期未収債権	19,418	利益準備金	260,000
長期差入保証金	1,504,812	任意積立金	8,000,000
長期前払費用	299,476	別途積立金	8,000,000
繰延税金資産	596,035	当期末処分利益	3,891,064
その他	233,631	[株式等評価差額金]	[139,193]
貸倒引当金	△ 48,225	資本合計	14,372,701
資産合計	45,928,818	負債・資本合計	45,928,818

② 損益計算書

〔平成15年4月1日から
平成16年3月31日まで〕

(単位：千円)

科		目	金	額	
経常損益の部	営業損益の部	【営業収益】		20,550,792	
		受入手数料	20,773,822		
		売買等損益	△271,259		
		金融収益	48,229		
		【金融費用】		18,002	
		純営業収益		20,532,790	
	営業外損益の部	【営業費用】	販売費・一般管理費	14,967,100	
			営業利益		5,565,689
		【営業外収益】	受取利息及び配当金	4,456	
			その他の営業外収益	28,043	
【営業外費用】	支払利息	48,632			
	その他の営業外費用	169,470			
経常利益				5,380,087	
特別損益の部	【特別損失】			462,510	
	商品取引責任準備金繰入		137,215		
	証券取引責任準備金繰入		3,257		
	過年度役員退職慰労引当金繰入		322,037		
税引前当期純利益				4,917,576	
法人税、住民税及び事業税				2,350,000	
法人税等調整額				△204,239	
当期純利益				2,771,815	
前期繰越利益				1,119,248	
当期末処分利益				3,891,064	

③ 注 記 事 項

当社の貸借対照表及び損益計算書は、「商法施行規則」（平成 16 年 3 月 30 日付法務省令第 23 号）の規定のほか「商品先物取引業統一経理基準」（平成 5 年 3 月 3 日付社団法人日本商品先物取引協会理事会決議）及び「証券会社に関する内閣府令」（平成 10 年総理府令・大蔵省令第 32 号）並びに「証券業経理の統一について」（昭和 49 年 11 月 14 日付日本証券業協会理事会決議）に準拠して作成しております。

なお、記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

I [重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券…………… 時価法（売却原価は移動平均法により算定）

子 会 社 株 式…………… 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの…………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの…………… 移動平均法による原価法によっております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…………… 定率法によっております。但し、平成 10 年 4 月 1 日以降取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法を採用しております。

無形固定資産…………… 定額法によっております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっております。

投資その他の資産

長期前払費用…………… 定額法によっております。

5. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金…………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。

退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、発生年度に一時処理しております。

役員退職慰労引当金…………… 役員の退職慰労金の支給に備えるために内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。なお、当該引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金に該当いたします。

6. 商品取引責任準備金

商品先物取引又はその受託に関して生じた事故に備えるため、商品取引所法第136条の22の規定に基づき「商品取引所法施行規則」第49条に定めるところにより算出した額を計上しております。

7. 証券取引責任準備金

証券取引事故による損失に備えるため、証券取引法第51条第1項の規定に基づき、「証券会社に関する内閣府令」第35条各号に定めるところにより算出した額を計上しております。

8. 商品先物取引における営業収益の計上基準

受取手数料は委託者が取引を転売又は買戻し及び受渡しにより決済したときに計上しております。

売買損益は反対売買により取引を決済したときに計上しております。

9. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

10. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段として金利スワップ取引を行っており、借入金に係る金利変動リスクをヘッジ対象としております。

(3) ヘッジ方針

金利スワップ取引は実需の範囲内で行っており、投機的取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

1 1. 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

II [貸借対照表の注記]

1. 子会社に対する短期金銭債権・債務

短期金銭債権…………… 564 千円

短期金銭債務…………… 1,843 千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額…………… 439,545 千円

3. 担保に供している資産

預 金…………… 3,550,000 千円

投資有価証券…………… 117,750 千円

また、商品取引所法施行規則第 43 条第 1 項第 4 号に基づく、銀行による契約弁済保証額は 3,000,000 千円であります。なお、上記のほかに預り有価証券 579,315 千円を信用取引借入金の担保として差し入れております。

4. 商品取引所法第 136 条の 15 の規定に基づき分離保管されている資産

預 金…………… 5,900,037 千円

また、商品取引所法施行規則第 43 条第 1 項第 4 号に基づく、銀行による契約弁済保証額は 3,000,000 千円であります。

5. 証券取引法第 47 条第 3 項の規定に基づき分別保管されている資産

預 金…………… 1,860,000 千円

6. 商品取引所へ取引証拠金として預託している資産

現 金…………… 2,913,680 千円

有 価 証 券…………… 607,251 千円

7. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している電子計算機及びその周辺機器があります。

8. 商法施行規則第 124 条第 3 号に規定する、資産に時価を付したことにより増加した純資産額は 130,123 千円であります。

Ⅲ [損益計算書の注記]

1. 重要な子会社との取引高

営業取引以外の取引…………… 6,437 千円

2. 1株当たりの当期純利益…………… 103 円 78 銭

Ⅳ [会計方針の変更]

役員退職慰労引当金

従来、支出時の費用として処理しておりましたが、当営業年度より内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。この変更は役員退職慰労金の引当金計上が会計慣行として定着していることに鑑み、役員の内任期間にわたって費用配分することによって将来の支出時における一時的な負担を避け、期間損益のより一層の適正化を図るためのものであります。この結果、従来の方法に比べ、営業利益及び経常利益は 91,041 千円減少し、税引前当期純利益は 413,079 千円減少しております。

Ⅴ [表示方法の変更]

従来、「証券業経理の統一について」（昭和 49 年 11 月 14 日付日本証券業協会理事会決議）に基づき計算書類の表示を行っておりましたが、当営業年度より、「商品先物取引業統一経理基準」（平成 5 年 3 月 3 日付社団法人日本商品先物取引協会理事会決議）に基づく表示へ変更致しました。この変更は当社の主たる事業である商品先物取引業の経理基準により、会計事象等を計算書類により適切に反映するために行われるものであり、表示科目等の変更の内容は以下のとおりであります。

（商品取引責任準備預託金）

前営業年度まで「預託金」に含めて表示しておりましたが、当営業年度より区分掲記することといたしました。

なお、前営業年度の「商品取引責任準備預託金」は 1,077,115 千円であります。

（車両）

前営業年度まで「器具及び備品」に含めて表示しておりましたが、当営業年度より区分掲記することといたしました。

なお、前営業年度の「車両」は 43,955 千円であります。

（証券業及び同付随業務以外の目的による支払利息）

前営業年度まで「金融費用」に含めて表示しておりましたが、当営業年度より「営業外費用」の区分に掲記することといたしました。この結果、従来の方法に比べ、純営業収益及び営業利益が 48,632 千円増加いたしました。

④ 利益処分計算書

利益処分計算書

(株主総会承認日 平成16年6月25日)

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 利 益	3,891,064,116
これを次のとおり処分いたします。	
利 益 配 当 金 (1株につき20円)	498,530,000
役 員 賞 与 金 (うち監査役賞与金)	185,000,000 (5,000,000)
別 途 積 立 金	2,000,000,000
次 期 繰 越 利 益	1,207,534,116

⑤ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書については、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」による会計監査人の監査を受けております。

⑥ 財務比率

財務比率

(平成16年3月31日現在)

諸 項 目	比 率	
(a) 純資産余裕比率	[純資産額/必要純資産額×100]	832.1%
(b) 自己資本資本金比率	[自己資本/資本金×100]	922.3%
(c) 自己資本比率	[自己資本/総資本×100]	31.2%
(d) 修正自己資本比率	[自己資本/(総資産額-委託者に係る取引所預託金-分離保管預託額)×100] *1	53.1%
(e) 当座性資金等比率	[当座性資金等/流動負債額×100]	117.5%
(f) 委託者未収金比率	[委託者未収金/純資産額×100]	12.7%
(g) 借入金等比率	[(借入金+借入有価証券+社債)/総資産額×100]	3.8%
(h) 経常収支率	[経常収益/経常費用×100]	135.3%
(i) 負債比率	[負債合計額/純資産額×100]	202.4%
(j) 流動比率	[流動資産額/流動負債額×100]	137.4%
(k) 委託手数料収益比率	[委託手数料/経常収益×100]	100.9%
(l) 自己売買収益比率	[自己売買収益/経常収益×100]	—

※ 1 総資産額から、委託者資産のうち取引所への預託金額及び委託者債権の保全制度に基づいて金融機関に預託されている額を控除した額を用いて計算された自己資本比率となっております。

4. 業務関連項目

①月間売買高

取引所名	平成15年												小計	自己委託合計	構成比				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							
東京工業品取引所	原油	自己委託	1,221	433	977	1,049	815	727	700	230	185	371	1,047	13,077	20,832				
	ガソリン	自己委託	1,069	538	885	993	712	648	903	512	326	1,312	1,943	13,965	23,806	44,638	0.43%		
	灯油	自己委託	113,103	75,256	96,374	72,002	64,798	84,289	80,938	80,938	67,827	101,689	112,322	125,950	1,073,772	1,362,676	2,436,448	23.23%	
	軽油	自己委託	167,521	102,424	129,699	101,352	87,136	106,104	99,477	68,095	56,180	90,853	92,258	98,951	90,348	897,262	2,024,732	19.30%	
	金	自己委託	145,914	86,406	94,122	82,749	71,390	68,032	84,218	84,218	65,287	100,475	104,772	113,602	110,503	1,127,470	1,127,470	10.00%	
	銀	自己委託	0	0	0	0	0	3,779	240	618	240	140	69	156	6,599	13,645	25,181	0.24%	
	白	自己委託	6,076	4,527	8,578	13,720	4,513	5,516	2,175	2,175	2,154	2,262	4,890	3,465	4,920	62,796	147,060	1.40%	
	パラジウム	自己委託	275	376	255	588	1,244	146	82	82	30	15	40	144	107	3,302	10,310	0.10%	
	アルミニウム	自己委託	475	363	457	517	1,207	149	494	494	192	333	915	1,064	842	7,008	155,684	335,839	3.20%
	ゴム	自己委託	23,943	17,073	23,904	22,915	13,517	8,186	2,678	2,678	4,787	8,627	12,276	8,105	9,673	155,684	180,155	1.81%	
大阪商取引所	取引所計	自己委託	27,738	17,395	25,901	24,562	17,343	11,189	5,523	5,879	9,270	13,207	8,860	13,288	189,189	5,235,943	5,235,943	49.92%	
	綿糸20単	自己委託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	
	綿糸40単	自己委託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	
	アルミニウム	自己委託	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	700	700	0.01%	
	ゴム	自己委託	27,174	19,354	20,433	19,118	18,349	21,909	19,053	18,541	25,532	402	719	2,855	1,923	10,955	21,976	0.21%	
	ゴム指数	自己委託	59,653	30,495	35,226	36,848	28,661	43,336	31,301	25,098	41,621	4,305	2,517	2,973	3,327	78,347	189,570	1.81%	
	T S R 2 0	自己委託	19,244	12,380	5,068	3,826	3,205	8,190	13,232	10,543	9,929	5,929	5,929	6,951	4,840	103,381	207,890	1.98%	
	ニッケル	自己委託	31,947	23,244	7,068	5,401	3,408	1,627	6,718	7,388	3,751	4,161	393	1,023	2,888	49,882	108,532	1.03%	
	取引所計	自己委託	9,126	4,208	2,132	4,278	6,649	2,940	7,824	4,260	6,727	3,947	315	934	2,983	58,650	700,711	6.85%	
	鶏卵	自己委託	10,770	5,285	2,164	6,249	6,793	2,526	9,957	6,727	6,148	49,980	38,100	28,755	38,216	700,711	2,816,196	26.85%	
ガソリン	自己委託	58,584	95,190	64,140	67,199	63,508	66,479	70,412	60,148	60,148	166,794	101,632	62,056	67,647	2,115,485	86,294	0.82%		
灯油	自己委託	181,567	301,215	193,630	193,551	191,758	214,083	241,343	200,209	200,209	166,794	101,632	62,056	67,647	2,115,485	4,115,735	39.24%		
軽油	自己委託	7,478	4,999	6,749	3,210	480	1,005	1,120	956	883	2,398	2,661	2,661	2,024	33,763	86,294	0.82%		
取引所計	自己委託	14,889	7,242	12,127	3,379	616	1,024	1,391	988	731	3,456	3,456	3,456	3,056	52,531	86,294	0.82%		
中郷商取引所	自己委託	420,532	503,712	348,837	343,159	323,527	363,219	402,451	334,858	307,129	264,625	271,412	232,274	232,274	4,115,735	4,115,735	39.24%		
取引所計	自己委託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%		
ガソリン	自己委託	9,810	27	0	9,935	0	3,088	4,059	1,033	2,016	2,016	7,114	24	10	37,116	200	0.00%		
灯油	自己委託	5,365	200	977	5,642	2,388	255	419	358	89	228	228	336	631	16,888	54,004	0.51%		
軽油	自己委託	5,033	0	0	9,932	0	1,885	4,223	1,013	2,011	6,004	1,003	1,003	6	31,110	43,705	0.42%		
取引所計	自己委託	4,707	52	11	4,219	2,064	166	98	105	127	116	723	207	207	12,595	43,705	0.42%		
取引所計	自己委託	24,915	279	988	29,728	4,452	5,394	8,808	2,531	4,278	13,494	2,176	866	866	97,909	97,909	0.93%		

取引所名	上場商品名	平成15年4月	平成15年5月	平成15年6月	平成15年7月	平成15年8月	平成15年9月	平成15年10月	平成15年11月	平成15年12月	平成16年1月	平成16年2月	平成16年3月	小計	自己委託合計	構成比	
東京穀物商品取引所	小豆	57	35	30	13	31	8	28	4	0	92	498	168	964	1,722	0.02%	
	10M一般大豆	29	36	31	12	41	16	102	7	28	23	274	159	758			
	NON-GMO大豆	0	0	0	20	0	0	404	10	404	481	678	899	3,001	6,488	0.06%	
	大豆ミール	10	6	3	24	3	0	642	332	320	975	975	553	3,487			
	とうもろこし	6,400	11,600	4,000	32,432	52,752	13,114	4,164	713	2,941	645	3,775	16,030	157,616	196,626	1.87%	
	アラビカ	5,600	0	0	11,964	11,320	0	0	0	0	220	945	1,370	3,937	0	0.00%	
	ロブスタ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	
	取引所計	18,982	12,184	4,606	126,654	112,811	67,004	59,738	62,562	44,454	32,369	64,062	44,454	85,968	691,394	332,485	3.17%
	関西商品取引所	小豆	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%
		10M一般大豆	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%
		NON-GMO大豆	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%
		相糖	79	34	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	116	234	0.00%
		穀物指数	855	730	2,240	15,579	5,858	357	4,451	512	262	274	155	67	31,340	43,956	0.42%
		コーヒー指数	721	644	2,070	4,557	2,616	526	231	420	420	239	181	149	12,616	27,100	0.32%
		冷減えび	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,750	33,850	0.32%
取引所計		1,734	1,437	4,311	20,136	30,034	893	12,682	932	562	501	383	4,489	78,094	78,094	0.74%	
福岡商品取引所		小豆	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%
		10M一般大豆	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%
		NON-GMO大豆	4,000	18,000	15,000	32,232	28,512	15,958	2,994	4,994	3,000	0	0	2,000	126,690	132,690	1.27%
		大豆ミール	6,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,000	6,000	0.00%
		とうもろこし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%
		プロイラー	74	43	0	7	2	13	11	32	2,007	10,020	777	12,985	12,985	42,056	0.40%
		取引所計	10,149	18,084	15,000	32,246	28,517	15,986	3,014	5,062	7,997	35,096	3,607	174,758	174,758	1.67%	

取引所名	上場商品名	平成15年4月	平成15年5月	平成15年6月	平成15年7月	平成15年8月	平成15年9月	平成15年10月	平成15年11月	平成15年12月	平成16年1月	平成16年2月	平成16年3月	小計	自己委託合計	構成比
権 浜 商 品 取 引 所	乾蒟	0	0	0	0	0	0	4	6	6	6	4	0	26	26	0.00%
	自己委託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%
	日本生糸	4,687	2,749	831	316	333	4,803	8,091	2,518	8,100	16,052	8,002	13,008	69,490	82,362	0.79%
	自己委託	5,179	3,578	811	315	337	3	51	2,400	0	0	136	62	12,872	82,362	0.79%
	国際生糸	0	0	0	15	0	0	0	42	0	10	0	0	67	177	0.00%
	自己委託	0	0	0	85	0	0	0	25	0	0	0	0	110	177	0.00%
	食用馬鈴薯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%
	自己委託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	129	129	0.00%
	取引所計	9,866	6,327	1,642	731	670	4,806	8,146	4,991	8,116	16,058	8,142	13,199	82,694	82,694	0.79%
	自己合計	401,114	337,060	337,962	407,398	357,142	330,541	333,162	298,652	298,652	302,197	366,351	349,796	393,929	4,185,304	4,185,304
委託合計	682,397	593,740	537,156	567,292	485,271	508,523	546,135	442,162	442,162	444,071	472,445	506,907	517,149	6,303,248	6,303,248	60.10%
全取引所計	1,083,511	930,800	875,118	974,690	842,413	839,064	879,297	710,814	746,268	838,796	856,703	911,078	10,488,552	10,488,552	100.00%	

取引所名	上場商品名	平成15年4月	平成15年5月	平成15年6月	平成15年7月	平成15年8月	平成15年9月	平成15年10月	平成15年11月	平成15年12月	平成16年1月	平成16年2月	平成16年3月	自己委託合計	構成比		
東京工業品取引所	原油	自己委託	55	150	285	228	183	30	94	40	51	78	173	78	1.741	0.87%	
	ガソリン	自己委託	182	334	489	310	406	208	381	145	245	375	530	1,663	764	23,698	11.79%
		委託	808	2,597	2,407	2,542	2,213	726	3,051	2,915	1,007	2,554	4,004	22,934	638	21,543	10.72%
	灯油	自己委託	43,229	42,282	42,901	34,018	33,761	34,245	31,745	32,782	32,552	38,167	33,385	22,934	23,698	21,543	10.72%
		委託	1,679	1,396	1,737	2,382	2,121	1,477	1,046	2,225	1,799	2,364	3,016	638	638	21,543	10.72%
	軽油	自己委託	36,684	36,012	36,982	31,981	31,742	30,667	31,511	34,173	35,267	37,119	34,269	20,905	21,543	21,543	10.72%
		委託						55	93	131	27	14	1	76	76	21,543	10.72%
	金	自己委託	318	557	547	667	568	1,050	1,015	911	719	1,007	820	510	3,282	3,282	1.63%
		委託	3,030	2,703	4,614	5,231	4,495	3,524	3,136	3,434	3,296	2,851	3,194	2,772	3,282	3,282	1.63%
	銀	自己委託	185	359	326	18	38	18	18	6	9	13	39	82	82	82	0.04%
		委託	413	570	423	18	163	28	30	90	178	178	314	302	302	302	2.38%
	白金	自己委託	937	548	840	1,275	1,302	1,326	1,234	1,383	842	852	785	302	4,775	4,775	2.38%
		委託	13,656	10,871	13,154	12,524	11,563	8,572	7,083	5,952	4,466	5,417	5,287	4,473	4,775	4,775	2.38%
	パラジウム	自己委託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.03%
		委託	4	5	5	3	3	3	3	10	11	12	42	61	61	61	0.03%
アルミニウム	自己委託	23	24	259	486	246	280	217	217	195	206	285	106	716	716	0.36%	
	委託	29	124	299	765	553	459	446	357	238	411	736	610	716	716	0.36%	
ゴム	自己委託	475	524	893	593	693	843	1,109	737	574	589	502	423	1,733	1,733	0.86%	
	委託	2,548	3,060	5,578	2,437	3,699	3,998	5,276	1,901	1,769	2,002	1,221	1,310	1,733	1,733	0.86%	
取引所計	自己委託	104,255	102,116	111,739	95,478	93,749	87,719	87,735	87,606	83,330	94,351	88,687	58,305	58,305	58,305	29.00%	
	委託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	
大阪商品取引所	綿糸20単	自己委託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	
		委託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	
	綿糸40単	自己委託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	
		委託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	
	アルミニウム	自己委託	2,914	3,086	1,795	2,571	4,230	2,169	1,632	1,043	1,935	3,535	1,713	1,051	48,138	48,138	23.95%
		委託	80,500	73,399	62,949	48,875	42,344	39,232	37,507	38,579	42,456	47,196	55,914	47,087	48,138	48,138	23.95%
	ゴム	自己委託	402	670	706	714	675	845	721	358	2,471	388	269	1,517	5,216	5,216	2.59%
		委託	8,419	6,693	4,437	1,732	1,744	2,261	3,659	3,397	3,680	3,402	3,338	3,699	5,216	5,216	2.59%
	ゴム指数	自己委託	68	98	280	136	129	169	339	49	182	159	132	58	436	436	0.22%
		委託	496	543	597	456	353	399	1,250	241	334	269	207	378	436	436	0.22%
	TSR20	自己委託	1,302	3,646	2,270	1,697	2,521	3,666	1,574	3,008	1,796	982	3,237	2,197	36,192	36,192	18.00%
		委託	83,515	105,054	114,324	83,867	78,435	81,108	63,331	65,146	57,628	46,692	41,980	33,995	36,192	36,192	18.00%
	ニッケル	自己委託	184	235	504	586	522	277	257	107	178	214	267	109	225	225	0.11%
		委託	3,210	3,054	4,443	2,032	1,806	1,460	1,097	853	434	386	1,160	116	225	225	0.11%
	取引所計	自己委託	181,010	196,478	192,305	142,666	132,759	131,586	111,367	112,781	111,094	103,223	108,217	90,207	90,207	90,207	44.87%
委託		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	
中部商品取引所	ガソリン	自己委託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	
		委託	116	151	341	2,264	299	197	178	259	75	45	114	183	183	183	0.09%
	灯油	自己委託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.05%	
		委託	109	40	40	2,047	57	144	100	81	62	51	166	92	92	92	0.05%
	取引所計	109	40	40	2,047	57	144	100	81	62	51	166	92	92	92	0.05%	
取引所計	自己委託	225	191	381	4,311	356	4,244	4,330	6,365	6,163	1,114	280	275	275	275	0.14%	
	委託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	

取引所名	平成15年4月	平成15年5月	平成15年6月	平成15年7月	平成15年8月	平成15年9月	平成15年10月	平成15年11月	平成15年12月	平成16年1月	平成16年2月	平成16年3月	自己委託合計	構成比		
東京穀物商品	小豆 自己委託	19 26	20 31	19 22	12 15	12 15	4 5	0 6	0 4	8 17	6 33	0 60	60	0.03%		
	10M一般大豆 自己委託	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	10 204	68 98	115 397	164 199	196 218	95 81	176	0.09%	
	NON-GMO大豆 自己委託	0 0	0 0	0 0	2,830 0	0 0	13,114 0	8,950 113	15,253 2,060	15,342 2,160	11,549 1,455	10,562 1,485	11,130 1,800	12,930	6.43%	
	大豆ミール 自己委託	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0	0	0.00%	
	とうもろこし 自己委託	26 40	36 36	28 41	31 45	43 56	19 30	36 218	52 82	132 243	209 173	317 897	117 243	360	0.18%	
	アラビカ 自己委託	20 35	21 41	26 23	1,487 5,978	515 3,810	310 3,515	608 2,892	954 4,582	1,063 5,798	1,181 5,914	580 4,383	118 2,331	2,449	1.22%	
	ロフスタ 自己委託	0 4	0 0	0 0	859 14,197	998 16,217	6,251 19,042	2,296 19,466	1,540 22,039	1,439 21,422	2,411 18,893	2,920 18,720	5,304 16,299	21,603	10.75%	
	取引所計	165	195	165	25,471	21,666	42,308	34,802	46,734	48,115	42,173	40,317	37,578	37,578	18.69%	
	関西商品取引所	小豆 自己委託	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0	0.00%	
		10M一般大豆 自己委託	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0	0.00%	
		NON-GMO大豆 自己委託	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0	0.00%	
		粗糖 自己委託	27 35	3 6	2 6	2 6	2 6	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2	0.00%	
		穀物指数 自己委託	477 3,827	387 3,231	965 3,243	180 1,702	524 1,726	441 1,200	314 1,129	398 969	206 732	162 568	103 387	44 238	282	0.14%
		コーヒー指数 自己委託	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	4,000	4,000	1.99%
		冷菓えび 自己委託	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0	0.00%	
取引所計		4,366	3,627	4,216	1,890	2,258	1,643	1,445	1,369	940	738	525	4,282	4,282	2.13%	
福岡商品取引所		小豆 自己委託	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0	0.00%	
		10M一般大豆 自己委託	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0	0.00%	
		NON-GMO大豆 自己委託	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0	0.00%	
		大豆ミール 自己委託	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0	0.00%	
		とうもろこし 自己委託	0 6	0 33	0 33	0 34	0 32	0 33	0 26	0 0	0 0	0 0	0 0	0 112	0	0.00%
		プロイラー 自己委託	15 0	38 0	38 0	39 0	36 0	39 0	30 0	0 0	0 0	2,542 0	722 0	218	330	0.16%
		取引所計	21	71	71	2,903	68	10,046	7,036	7,986	7,986	8,181	6,031	7,316	7,316	3.64%

取引所名	上場商品名	平成15年4月	平成15年5月	平成15年6月	平成15年7月	平成15年8月	平成15年9月	平成15年10月	平成15年11月	平成15年12月	平成16年1月	平成16年2月	平成16年3月	自己委託合計	構成比
横浜商品取引所	乾蒔	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%
	委託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%
	自己	1,183	348	475	249	4	5	0	6	0	0	0	3,000	0	
	委託	3,143	1,445	636	343	6	5	0	0	0	0	42	20	3,020	1.50%
	自己	12	12	12	27	27	27	27	27	4	0	0	0	0	
	委託	110	110	110	25	25	25	25	25	0	0	0	0	0	0.00%
	自己	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	委託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0.01%
	取引所計	4,448	1,915	1,233	644	62	62	62	52	10	0	0	42	3,031	1.51%
	自己合計	11,120	14,756	14,410	16,783	17,598	47,070	35,833	45,411	44,086	35,296	35,236	38,735	38,735	19.27%
全取引所計	委託合計	283,370	289,837	295,700	256,580	233,320	230,588	210,934	217,440	213,542	214,490	208,888	162,284	162,284	80.73%
	總合計	294,490	304,593	310,110	273,363	250,918	277,608	246,787	262,851	257,628	249,786	244,124	201,019	201,019	100.00%

追加情報

1. 役員 の 状 況 （平成16年6月25日現在）

役名及び職名	氏 名 (生年月日)	所 有 株式数
代表取締役会長 (最高経営責任者)	西村今朝男 昭和23年2月11日	千株 530
取締役副会長	古川修己 昭和24年7月11日	 320
取締役副会長	梅田明彦 昭和22年3月1日	 50
代表取締役社長	丸山喜代三 昭和24年4月1日	 320
取締役副社長	岡本日出男 昭和26年1月1日	 50

役名及び職名	氏名 (生年月日)	所有 株式数
専務取締役	林 泰宏 昭和36年6月16日	千株 250
常務取締役	鈴木寛典 昭和25年4月9日	130
取締役	大川和雄 昭和17年3月19日	—
取締役	甲斐真 昭和35年3月15日	130
取締役	宮田征一郎 昭和18年10月30日	50

役名及び職名	氏名 (生年月日)	所有 株式数
取締役	長谷川和彦 昭和28年1月15日	千株 50
取締役	野水裕資 昭和37年7月7日	180
取締役相談役	三原博之 昭和18年8月6日	320
取締役相談役	藤井史郎 昭和17年1月9日	300
常勤監査役	小河泰雄 昭和19年2月7日	50
監査役 (非常勤)	佐藤健吾 昭和10年12月12日	100
監査役 (非常勤)	貞國 鎮 昭和16年4月9日	—

(注) 監査役佐藤健吾及び貞國 鎮の両氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

2. 受託業務管理規則（平成16年6月11日改正）

受託業務管理規則

（目的）

第1条 この規則は商品取引所法・商品取引所法施行令・商品取引所法施行規則（以下「法令」という）及び受託契約準則・取引所諸規則並びに日本商品先物取引協会（以下「日商協」という）「受託等業務に関する規則」を遵守するとともに、委託者に対して誠実かつ公正にその業務を遂行し委託者の保護育成並びに委託者の自己責任原則の徹底を図り、受託業務の適正な運営及びその管理について必要な事項を定める。

本規則の制・改定は取締役会にて決定する。

（商品先物取引不適格者の参入防止）

第2条 当社は、次の各号の一に該当するものに対しては、商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わないこととする。ただし、第2号及び第6号に該当する者については、本人からの取引を行いたい旨の理由を明記した申出書（本人自筆のこと）の提出があり、第12条第2項に定める総括責任者が、妥当であると認めた場合に限り受託を行うものとする。

尚、『パッケージ商品』（当社取扱い商品）に限り、別に定めるものとする。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び精神障害者
- (2) 恩給、年金、退職金、保険金等により主として生計を維持し、余裕資金のない者
- (3) 母子家庭該当者及び生活保護法被適用者
- (4) 長期入院患者等随時連絡が取れない者
- (5) 長期自宅療養者等医療費が収入の一定額を占めている者
- (6) 一定の所得を有しない者
- (7) 農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫等及び公共団体等の公金出納取扱者

2 前項各号に該当しない者であっても、総括責任者及び統括責任者、管理担当班責任者が、商品先物取引を行う適格性に欠けると認定した者に対しては、委託の勧誘並びに受託を行わないこととする。

3 第1項各号に該当しない委託者であっても、取引期間中において、総括責任者及び統括責任者、管理担当班責任者が新たに不適格者と認定した場合は、当該委託者に対し、速やかに取引の仕切りを求めることとする。

（顧客カードの作成・整備）

第3条 当社は、適切な委託者管理を行うため、本店及び従たる支店ごとに商品先物取引を行うとする顧客について、次に掲げる事項を記載した顧客カード（従たる支店においてはその写し）を作成し備え付けるものとする。

- (1) 氏名、性別、年齢、家庭構成、住所及び連絡先
- (2) 職業、会社名、役職名及び勤務先住所
- (3) 資産及び推定年収の状況
- (4) 商品先物取引及び証券取引等の経験の有無
- (5) 商品先物取引を行おうとする動機
- (6) その他必要と認める事項

2 顧客カードは、担当外務員等が所要の事項を記載し、契約前に予め管理担当班の責任者に報告し、審査を受けるものとする。

(勧誘の際の説明義務)

第4条 商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、受託契約準則、「商品先物取引—委託のガイド—」等の関係書面を交付し、商品先物取引のしくみ、上場商品に対する知識及び情報収集の方法等の基本的知識について詳細に説明するとともに、取引の投機的本質について危険開示を行い、顧客の判断と責任において取引を行うことについて顧客に十分な自覚を促し、理解した旨の「口座設定申込書」の提出を得たうえで参加を求めることとする。尚、「口座設定申込書」の提出がない場合は委託の勧誘並びに受託を行わないものとする。

(受託業務における禁止行為)

第5条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたっては、法令諸規則及び受託契約準則・日商協「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

(委託者の保護育成措置)

第6条 当社は、商品先物市場に参入するにふさわしい健全な委託者層の拡大を図るため、「商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受託に係る取扱い要領」に定めた委託者については3ヶ月の習熟期間を設け、次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。

- (1) 委託者に対しアンケート調査を行い、商品先物取引についての理解と認識の再確認を行い、必要に応じて連絡または訪問等により知識の啓蒙を求めること。
- (2) 取引にあたっては、余裕資金を保持した取引を励行させるとともに、当該委託者の知識、経験、理解力並びに財産の状況に照らして明らかに不相応と判断される取引についてはこれを抑制する等の措置を講ずること。
- (3) 商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受託にあたっては、委託者保護とその育成を図るため、当該委託者の知識、理解力並びに財産の状況を考慮の上、相応の資金の範囲においてこれを行うものとする。この場合において、商品先物取引の経験のない委託者からの取引数量に係わる制限を設け、当該委託者から制限を超える取引の要請があった場合の審査等につき、別に定めるものとする。

(取引指示時における取引意思の確認)

第7条 当社は委託者の取引注文時における取引意思の確認と、その意思を執行した旨、明確に記録するものとする。

(取引内容精査及び不正資金流入防止)

第8条 当社は委託者保護及び受託業務の適正な運営を確保するため、委託者の取引内容を常時把握するとともに、これを精査し、適切な委託者管理を行い、必要に応じて委託者に対し連絡または訪問等により取引状況、資金力等の確認を行い、必要と認められた場合は取引に係わる確認書等の提出を求めるものとする。提出なくその旨の理由が妥当でないと判断される時は、当該委託者に対し速やかに取引の縮小・制限及び決済を求め新たな受託及び預託は行わないものとする。

- 2 公金出納取扱者、金融機関において他人の金銭・有価証券等を取り扱っている者、企業の経理・財務担当者等自己の資産以外の金銭等を取り扱っている委託者からの預託金については不正資金流入防止措置を講じ別に定めるものとする。

(建玉及び取引の制限)

第9条 当社は、先物取引市場における取引の公正を確保するため、委託者の建玉について委託者に対し、取引所の市場管理規則に定める建玉制限制度の周知を行いその遵守について委託者の理解を求めることとする。

- 2 当社は、委託者に対し前項の他、当社受託業務管理規則第6条第2項、第3項及び第8条の規定により取引制限が行われる旨、委託者に理解を求めることとする。

(ディーリング室の設置)

第10条 当社は、委託者の注文に係わる取引と自己の計算による取引とを峻別するため、ディーリング室を設置し、委託者取引部門については市場業務部、自己取引部門についてはディーリング室が取り扱い各々責任者を置くものとする。

(広告・宣伝に係わる管理措置)

第11条 当社が受託業務に係わる広告・宣伝を行うときは、日商協「受託等業務に関する規則」第6条を遵守するとともに、「広告に係わる社内管理責任者」を定めるものとする。

- 2 「広告に係わる社内管理責任者」は、部長職以上とし、取締役会にて決議する。
- 3 広告・宣伝の実施にあたっては、「広告に係わる社内管理責任者」が社内審査を行い、本規則第12条第3項(1)に定める総括責任者に報告するものとする。

(管理担当班の設置)

第12条 当社は、受託業務に係わる責任の所在の明確化を図るため、本店を主体として、本店及び従たる支店に管理担当班を設置し責任者を置くものとする。

- 2 受託業務に係わる総括管理及び次条に定める管理担当班の職務の総括調整を行うため、本店に総括責任者並びに統括責任者を置くものとする。
- 3 総括責任者及び統括責任者、管理担当班責任者は次の者とする。
 - (1) 総括責任者は取締役(執行役員以上の職責者を含む。)、統括責任者は管理部上席者とし、取締役会にて選任する。
 - (2) 管理担当班の責任者は、管理部所属社員とする。

(管理担当責任者及び管理担当班の職務)

第13条 管理担当班責任者、管理担当班の職務は次のとおりとする。

- (1) 「顧客カード」及び「口座設定申込書」の精査による顧客の選別並びに受託の適否の決定
- (2) 顧客管理のための「顧客カード」整備
- (3) 商品先物取引の経験のない委託者からの受託に係わる取扱い要領に基づく審査
- (4) 委託者の取引内容精査、連絡、訪問等による取引状況の確認。並びに不適切と判断される取引の制限及び措置
- (5) 登録外務員等の委託者に対する連絡サービス状況の掌握及び営業部門に対する指導

- (6) マネーロンダリングの防止に係わる本人確認の周知徹底
- (7) 不正資金流入防止措置
- (8) 外務員に対する関係法令、諸規則及び総括責任者指示事項等の遵守に係わる指導及び遵守状況の監視並びに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置
- (9) 委託者からの取引等に係る疑義、相談等に対する適切な対応、及び早期の疑義の解明、払拭措置
- (10) 過去に恣意的に紛争等を惹起した委託者の参入予防措置
- (11) 商品先物取引に必要な知識の啓蒙並びに委託者の理解度を向上させるために必要な措置
- (12) 管理措置の遂行、遵守状況の取締役会への報告
- (13) その他委託者管理に必要と認められる事項

(委託本証拠金の額等に係る措置)

第14条 委託本証拠金の額等は、全ての上場商品につき、取引所が定める委託本証拠金基準額と同額とする。

2 委託本証拠金の額等に係る社内責任者を管理部総括責任者と定め、その内容について社内徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を3年間保存する。

(違反者に対する懲戒)

第15条 第5条に掲げる受託業務における禁止行為を行った者に対しては、当社の定める懲罰規定によりこれを懲戒する。

(日本商品先物取引協会への届出)

第16条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。

(附 則)

本規則は、平成 11 年 3 月 1 日より実施する。

- 2 平成 12 年 3 月 5 日改正
- 3 平成 13 年 2 月 1 日改正
- 4 平成 13 年 12 月 1 日改正
- 5 平成 14 年 4 月 1 日改正
- 6 平成 14 年 10 月 1 日改正
- 7 平成 14 年 11 月 13 日改正し、平成 15 年 4 月 1 日より実施する
(不正資金流入防止に係る取扱い要領)
- 8 平成 15 年 3 月 14 日改正し、同年 4 月 1 日より実施する
(第 11 条 2、第 14 条)
- 9 平成 15 年 5 月 12 日改正し、同年 6 月 6 日より実施する
(委託本証拠金の額等に係る措置)
- 10 平成 15 年 9 月 8 日改正し、同日より実施する
(第 12 条 3 (1))
- 11 平成 16 年 3 月 5 日改正し、同年 3 月 15 日より実施する
(第 3 条、第 12 条 1、2)
- 12 平成 16 年 6 月 11 日改正し、同年 6 月 15 日より実施する
(当社『パッケージ商品』の受託に係る取扱い要領)

以上

商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受託に係る取扱い要領

当社は、受託業務管理規則第6条（3）に基づき、商品先物取引及び金融・証券の先物取引、信用取引等の経験のない委託者からの売買取引の受託にあたっては、委託者の保護とその育成を図るため、委託者の資質資力等を考慮のうえ、相応の取引数量の範囲において受託を行うよう、下記のことを定める。

1. 商品先物取引及び金融・証券の先物取引、信用取引等の経験のない新たな委託者からの受託取引数量に係る外務員の判断枠を委託証拠金500万円以下、または、口座設定申込書に委託者が自筆で記載した投資可能額のいずれか低い方とする。
2. 委託者から、前項1の500万円を超える取引数量の要請があった場合、または、委託者が自筆で記載した投資可能額を超える取引数量の要請があった場合、管理担当班の責任者がその適否について審査し、妥当と認められた場合、委託証拠金1000万円以下の範囲内、または、委託者が再度申告した投資可能額の範囲内の取引数量において受託できるものとする。
この場合、管理担当班の責任者は、速やかに統括責任者に調書を添えてこの旨を報告しなければならない。
3. 委託者から1000万円を超える取引数量の要請があった場合、管理担当班の責任者は、その受託の適否について調査し、当該委託者自筆による「資金的に問題ない」旨の申出書を調書に添え、統括責任者に報告し、審査を受けるものとする。
4. 委託者から、3000万円を超える取引数量の要請があった場合、管理担当班の責任者は、その受託の適否について調査し、当該委託者自筆による「資金的に問題ない」旨の申出書を調書に添え、統括責任者に報告し、審査を受けるものとする。
5. 統括責任者は、前項3、4の報告内容を精査し、その適否について審査するとともに、総括責任者に報告し必要と認められた場合、管理担当班の責任者に対し、所要の指示を行い、当該委託者の管理に万全を期するものとする。

以上

「商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受託に係る取扱い要領」の

審 査 基 準

「商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受託に係る取扱い要領」第2項及び第5項に基づく審査にあたっては、下記の基準により、これを厳正に精査したうえ、その適否について決定し、妥当と認められた範囲内において受託するものとする。

ただし、統括責任者からの所要の指示があった場合は、その限りではない。

記

1. 取引数量制限超過に係る要請理由
2. 資産、収入状況
3. 資質及び取引に対する姿勢
4. 投資経験の有無及びその度合い
5. 取引状況
6. 先物取引（商品・株式・金融）に関する知識及び理解度
7. その他、委託者に係る属性

以 上

不正資金流入防止に係る取扱要領

当社は、公金出納取扱者、金融機関において他人に金銭・有価証券等を取扱っている者、企業の経理、財務担当者等、自己の資産以外の金銭等を取扱っている委託者からの預託金について、入金累計額が一定の基準を超えることとなった場合は、下記の措置を講ずるものとする。

記

1. 当該委託者の取引に係る預託額が一定の基準を超えたときは、不正資金の流入を防止するための調査を開始するものとし、その基準等を以下のとおり定める。
 - ① 委託者からの預託入金累計が3000万円（有価証券は充用価格）を超えたとき、当該委託者の資金について調査を開始する。
 - ② 調査に当たっては、前項の基準を超過した部分の資金的性格や出所を、当該委託者と直接面談して聴取することとする。
2. 不正資金の流入防止に係る調査業務を担う部署は、以下のとおり定める。
 - ① 原則として、管理部管理担当班責任者が行うこととする。
 - ② 調査に当たっては、営業部門からも事情聴取するものとし、営業部門は、その把握している当該委託者の情報を、全て管理部に報告する等、調査に協力しなければならない。
 - ③ 尚、直接面談が困難又は迅速化のために必要な時は、外部機関（興信所等）等を利用して調査することとする。
3. 管理部管理担当班責任者は、第1項①の当該委託者に対し資金内容の確認を行い、『自己資金であること、及びその資金の根拠』等を明記した本人自筆の書面の提出を求め、且つ、自己資金であることの客観的資料の提出又は提示を求めるものとする。
4. 管理部管理担当班責任者は、前記調査に係る関係書類等を取り纏め、速やかに統括責任者に報告したうえ、これを10年間保存する。
5. 当社は、委託者から不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明したときは、当該委託者に対し、速やかに決済するよう要請するとともに、その後の入金是不正資金の有無に係わらず受託しないものとする。

以 上

委託本証拠金預託の特例（第9条2項）に関する申出の認定基準

1. 新規委託者で、委託本証拠金預託の特例の申出書が差し入れられ、当社に於いて取引期間が3ヶ月を経過し、且つ委託者の資金力、理解度等商品先物取引についての十分な認識を有する者
2. 商品先物取引、金融先物取引、または証券取引における信用取引及び株価先物取引等の経験者で、商品先物取引についての十分な認識を有し、且つ取引を証明出来る書面等の差入れのあった者

上記の各項目の審査、及び認定の判断は統括責任者の決裁により行い、統括責任者は、すみやかに総括責任者に報告するものとする。

以上

尚、『パッケージ商品』の受託開始に伴い、【当社『パッケージ商品』の受託に係る取扱い要領】を新設した。

当社『パッケージ商品』の受託に係る取扱い要領

当社は、商品先物市場に参入するにふさわしい健全な委託者層の拡大及び、委託者の保護並びにその育成を図るため新たに、『パッケージ商品』に限定して受託する場合の取扱いについて、下記のことを定める。

- 1、当社は、次の各号の一に該当する者に対しては、『パッケージ商品』の勧誘及び受託を行わないこととする。
 - (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び精神障害者
 - (2) 母子家庭該当者及び生活保護法被適用者
 - (3) 長期入院患者等随時連絡が取れない者
 - (4) 長期自宅療養者等医療費が収入の一定額を占めている者
 - (5) 余裕資金の無い者
- 2、前項各号に該当しない者であっても、総括責任者及び統括責任者、管理担当班責任者が、本件取引を行う上で適格性に欠けると認定した者に対しては、委託の勧誘並びに受託を行わないこととする。
- 3、第1項各号に該当しない委託者であっても、取引期間中において、総括責任者及び統括責任者、管理担当班責任者が新たに不適格者と認定した場合は、当該委託者に対し、速やかに取引の仕切りを求めることとする。
- 4、『パッケージ商品』は、次の3種類の組合せ裁定取引に限定し、どの種類を選択するかは委託者の指示によるものとする。
 - ① カレンダー・スプレッド＝同一銘柄、限月間の価格差を利用
 - ② 市場間・スプレッド＝同一銘柄、同一限月、異市場間の価格差を利用
 - ③ バタフライ・スプレッド＝同一銘柄、期先3限月間の価格差を利用
- 5、建玉は、原則として常時預託証拠金の3分の2以下とする。
尚、追証発生時の対処法について予め、『確認書』を徴収し取引を継続するか仕切るか明確に指示を受けることを条件とする。
- 6、各項以外に関する事項については、原則として受託業務管理規則に準ずる。
但し該当項目が無い場合は、総括責任者及び統括責任者の決裁に委ねるものとする。
- 7、将来的には、『パッケージ商品』取引中の全委託者及び新規申込者に対し、委託者保護並びに育成を図る啓蒙活動の一環として、全国主要都市等において適宜セミナーを開催する。
- 8、習熟期間経過後、委託者から一般取引移行の要請があった場合は、本取扱い要領から除外し改めて統括責任者及び総括責任者が審査のうえ、適否を決定するものとする。
但し、受託業務管理規則第2条第1項第2号及び第7号に該当する者からの移行申請は不可とする。
- 9、委託者から移行要請があった場合、管理担当班責任者はその受託の適否について調査し、当該委託者自筆による「リスクを承知している」旨の申請書を調書に添え、統括責任者に報告し審査を受けるものとする。
- 10、統括責任者は、前項8の報告内容を精査しその適否について審査するとともに、総括責任者に報告し必要と認められた場合、管理担当班責任者に対し所要の指示を行い、当該委託者の管理に万全を期するものとする。

以上